

川崎市における総合行政ネットワーク運営要綱

平成19年4月1日

18川総シ企第272号

(目的)

第1条 この要綱は、地方公共団体を相互に接続する行政ネットワークである総合行政ネットワーク(以下「L G W A N」という。)の本市における運営に関し基本的な事項を定めることにより、その適正な運営を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、総合行政ネットワーク基本要綱(平成13年3月27日付け総合行政ネットワーク運営協議会制定。以下「L G W A N基本要綱」という。)で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) L G W A Nアクセス回線 L G W A Nにおいて、神奈川県都道府県ネットワーク・オペレーション・センターと川崎市行政基盤ネットワーク運用管理要綱(平成14年12月1日川総行情3513号。以下「本市基盤ネットワーク運用管理要綱」という。)第2条第1号に規定する行政基盤ネットワーク(以下「本市ネットワーク」という。)を接続するネットワーク回線をいう。
- (2) L G W A Nサービス提供設備 神奈川県都道府県ネットワーク・オペレーション・センターと本市ネットワークを接続するための設備をいう。
- (3) 本市L G W A N関連設備 L G W A Nサービス提供設備、これに関連する本市設備及びL G W A Nアクセス回線をいう。

(4) L G W A N関係者 総合行政ネットワーク運営協議会、総合行政ネットワーク運営主体、広域行政ネットワーク運営主体、アプリケーション・サービス提供者その他のL G W A N運営に係る本市以外の組織をいう。

(5) L G W A N利用者 本市ネットワークでL G W A Nを利用する職員
(L G W A N責任者及びその職務)

第3条 L G W A N基本要綱第23条に基づき、本市におけるL G W A N責任者を置く。

2 L G W A N責任者は、総務企画局デジタル化施策推進室長をもって充てる。

3 L G W A N責任者は次に掲げる職務を行う。

(1) 本市におけるL G W A Nの運営に係る企画及び調整

(2) L G W A N関係者との連絡調整（ただし、次条第3項第2号に規定する連絡調整を除く。）

(3) L G W A N基本要綱、川崎市情報化施策の推進に関する規則（平成19年川崎市規則第12号。以下「情報化推進規則」という。）及び川崎市情報セキュリティ基本方針に関する規程（平成19年川崎市訓令第1号。以下「情報セキュリティ規程」という。）に基づく、L G W A N関係者、L G W A N運用責任者等のうち必要と認める者との調整及びL G W A N利用者に対する指導

(L G W A N運用責任者及びその職務)

第4条 本市L G W A N関連設備の安全かつ安定的な管理及び運用を図るためL G W A N運用責任者を置く。

2 L G W A N運用責任者は、総務企画局デジタル化施策推進室担当課長をもって充てる。

3 L G W A N運用責任者は次に掲げる職務を行う。

- (1) 本市L G W A N関連設備の管理
 - (2) L G W A N関係者との運用上の連絡調整
 - (3) 本市L G W A N関連設備の障害に対する予防
 - (4) 本市におけるL G W A Nの運用を停止する必要がある場合における事前に停止する日時等のL G W A N責任者、L G W A N利用者及びL G W A N関係者のうち必要と認める者への連絡
 - (5) L G W A N関係者からL G W A Nの運用を停止することについての連絡を事前に受けた場合におけるL G W A N責任者及びL G W A N利用者のうち必要と認める者へ停止する日時等の周知
 - (6) L G W A N利用者がL G W A Nの性能及びセキュリティに影響を及ぼした場合又は及ぼすおそれがある場合における指導
 - (7) その他本市におけるL G W A Nの安全かつ安定的な管理及び運用に必要な事項
- (L G W A Nを利用できる機器)

第5条 L G W A N利用者が本市ネットワークでL G W A Nを利用する際に用いることができる機器は、原則として、本市基盤ネットワーク運用管理要綱第2条第2号に規定する情報系ネットワークに接続しているパーソナルコンピュータとする。

(L G W A Nで提供されるサービスを利用する業務)

第6条 本市においてL G W A Nで提供されるサービスを利用する業務は次のとおりとする。

- (1) L G W A Nから提供される基本アプリケーション・サービスを利用する業務
- (2) 広域行政ネットワーク運営主体又はアプリケーション・サービス提供者が提供するアプリケーション・サービスを利用する業務

(基本アプリケーション・サービスを利用する業務)

第7条 前条第1号に規定する業務のうち電子文書交換に係る業務にあつては総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課を、それ以外の業務にあつては総務企画局情報管理部情報化施策推進室を所管課とする。

(アプリケーション・サービスを利用する業務の開始等)

第8条 第6条に規定する業務を行い又は行おうとする課の長は、同条第2号に規定する業務を開始し、変更し又は廃止する場合は、L G W A N 責任者に報告するとともに、業務（開始・変更・廃止）申請書(第1号様式)をL G W A N 運用責任者に提出しなければならない。

2 L G W A N 運用責任者は、前項の規定による申請があつた場合は、審査を行い、業務（開始・変更・廃止）審査結果通知書(第2号様式)によりその結果を通知する。この場合において、L G W A N 運用責任者は、本市におけるL G W A N の安全かつ安定的な管理及び運用に必要な条件を付することができる。

3 L G W A N 運用責任者は、前項に規定する審査結果の通知を行った場合は、L G W A N 責任者へ審査結果を報告する。

(セキュリティ対策)

第9条 L G W A N 責任者、L G W A N 運用責任者及びL G W A N 利用者は、L G W A N 基本要綱及び情報セキュリティ規程に基づき、適切なセキュリティ対策を講じる。

(情報セキュリティ事故が発生した場合の連絡体制及び対応手順)

第10条 L G W A N 運用責任者は、本市におけるL G W A N に係る情報セキュリティ事故が発生した場合は、速やかにL G W A N 関係者、L G W A N 責任者及びL G W A N 利用者のうち必要と認める者へ連絡を行うとともに、復旧及び解決に努める。

- 2 第6条に規定する業務を行う課の長は、当該業務に係る情報セキュリティ事故が発生した場合は、速やかにLGWAN運用責任者、アプリケーション・サービス提供者等への連絡を行うとともに、LGWAN運用責任者と連携して復旧及び解決に努める。
- 3 LGWAN運用責任者は、前2項の場合において必要があると認めたときは、本市におけるLGWANの運用を一時的に停止することができる。
- 4 LGWAN運用責任者は、LGWAN及びLGWANと接続している本市ネットワークが、不正アクセス、コンピュータウィルス等のセキュリティ上の脅威にさらされている場合又はさらされるおそれがある場合は、本市におけるLGWANの運用を停止することができる。
- 5 LGWAN運用責任者は、前項の規定により本市におけるLGWANの運用を停止した場合は、速やかにLGWAN責任者に報告しなければならない。
- 6 LGWAN責任者は、前項の報告を受けた場合は、総務企画局長に報告するとともにLGWAN関係者及びLGWAN利用者のうち必要と認める者へ連絡しなければならない。
- 7 LGWAN運用責任者は、第4項の場合において運用を再開するときは、LGWAN責任者と協議し、総務企画局長の許可を得なければならない。

(その他必要事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、LGWANの本市における運営に関し必要な事項はLGWAN責任者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(川崎市総合行政ネットワーク運営要綱の廃止)

2 川崎市総合行政ネットワーク運営要綱(平成15年1月31日川総シ企第227号)
は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。